

2016.11.1

第157号

ながの 社会福祉士会

NEWS

■発行：公益社団法人長野県社会福祉士会
会長：三村仁志
■編集：広報編集委員会

■事務局：〒380-0836
長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F
■発行部数：2,200部

■TEL：026-266-0294
■FAX：026-266-0339
■E-mail：info@nacs.jp
■HP：http://nacs.jp/

目次

■判断能力が十分でない高齢者・障がい者等の 権利擁護の推進……………1	■福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成 研修開催！……………7
■権利擁護センターばあとなあながのの取り組み……2～3	■リレーエッセイ～リレー形式の寄稿～……………7
■特集「地域に広がるネットワーク」……………4～5	■信州ぐるっと!!「みなみ信州後見支援ネット」……………8
■社会福祉士ってなんだ!? (中信地区、地区学習会(北信地区)) ……6	■今後の予定……………8
	■編集後記……………8

Nagano Association Certified Social Workers

判断能力が十分でない高齢者・障がい者等の権利擁護の推進 — 成年後見制度利用促進法の施行と民法及び家事事件手続法の一部改正 —

認知症の高齢者や知的・精神障がい者等で判断能力が不十分な人を支援する「成年後見制度」の利用が進んでいないこと等を背景に「成年後見制度利用促進法」（成年後見制度の利用の促進に関する法律）が本年5月に成立施行、同時に民法及び家事事件手続法の一部が改正され、本年10月13日から施行されました。ここでは、主要部分を抜粋しました。

利用促進法第3条の基本理念

- ① 成年被後見人等が、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。
- ② 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握し、市民後見人等を育成すること等により、地域における需要に的確に対応すること。
- ③ 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、必要な体制を整備すること。

第11条の基本方針の要旨・抜粋

第11条の基本方針では、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえ、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ推進とされ、具体的な基本方針は11項目が条文化されている。

具体的な基本方針の要旨・抜粋（条文には11項目）

- ① 成年被後見人等であって必要な医療、介護等を受けられるように必要な措置。
- ② 成年後見制度に関し周知及び啓発のために必要な措置
- ③ 地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による申立ての積極的な活用
- ④ 成年後見人等研修、情報提供、相談実施、成年後見人等に対する報酬の支払の助成措置。
- ⑤ 成年後見等実施機関の育成、実施機関が積極的に

活用されるための仕組みの整備。

- ⑥ 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備。
- ⑦ 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体等は、成年後見制度の利用に関する指針の策定。

民法及び家事事件手続法の一部改正（H28.10.13施行）

- ① 郵便物の受取り及び開封
同居親族以外の後見人による代理受取りは不可。一定の手続により、後見人は指定された6ヶ月までの期間内に限り、転送と開封が可能
- ② 財産保全及び葬儀等の死後事務
被後見人の死亡時に後見が終了するため、後見人の職務範囲外 遺産分割協議完了までに限り財産の保全や債務の弁済、葬儀の契約が可能

— 成年後見制度利用促進研修会 —

本会では、長野県からの補助金を受けて「成年後見制度利用促進研修会」を市町村行政、地域包括支援センター、障害者総合支援センター職員等を対象に県下4地区で開催します。

- ・北信 11月29日：長野市立柳原公民館
- ・中信 12月2日：松本市総合社会福祉センター
- ・南信 12月8日：伊那市福祉まちづくりセンター
- ・東信 12月13日：東御市総合福祉センター

権利擁護センターはあとなあがの取り組み

成年後見制度等権利擁護に関する事業を行っています。成年後見人等を受任する社会福祉士の育成、また専門職としての高い倫理観を持って業務にあたることができるよう、会として会員のスキルアップに取り組んでいます。

成年後見制度利用促進法の具体化にむけて！

運営委員長 山田兵治

2016年4月に成立した標記「利用促進法」（5月施行）とともに、すでに民法改正が行われ、被後見人等宛親書の後見人等への送付先変更や火葬・埋葬に関する財産管理を緩和した「円滑化法」が動き出しつつあります。

利用促進法成立の意義は、民法および任意後見契約に関する法に基づく現行の成年後見制度運用が、この「新基本法」の成立によって内閣府が後見制度に関する所管となりました。

これはすなわち、利用促進会議長として内閣総理大臣が位置づけられ、今後、国が責任をもって家庭裁判所・行政と弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の諸団体・後見支援センター・社会福祉協議会等の後見制度実施機関等三者の連携を促進していかなければならないという点にあります。

すでに行政は、適切な後見人等候補者の育成等の努力義務が課せられていますが、今後は、より一層後見制度の利用促進にむけて取り組む課題を負いました。

推定1000万人に近いとされる判断能力（行為能力）の不十分な方々の後見制度利用は、2015年度実績では20万人未滿となっております。権利擁護の取り組みを、障害者権利条約との整合性を図りつつ拡大強化していかなければなりません。

はあとなあの概要と活動状況

はあとなあの体制は、役員会（センター長、委員長、副委員長、部会長、事務局長）、運営委員会（上記役員に加え、各ブロックの運営委員で構成）、部会（成年後見人養成研修部会、研修部会、広報部会）で構成されている。そして、センター事業及び会員の後見業務に対しては会員以外の委員が過半数を占める業務監査委員会の指導・助言を受けることになっている。

会員数は196人であり、この内成年後見人等を受任している会員は76人（受任者率38.8%）、全受任件数は198件である（2016年3月時点）。成年後見制度の支え手として、弁護士会、司法書士会・リーガルサポートと並び大きな役割を担っている。同制度が今後ますます必要とされる我が国の国内的情勢にプラスして、従来の代行意思決定から「意思決定支援」へのパラダイム転換という国際的流れにおいて、はあとなあはこれまでにない改革的対応を迫られていると言っても過言ではない。それは、制度の受け皿としての量的拡大はもとより、それ以上に身上監護に主軸をおいた権利擁護の旗手としての質的充実が求められているということである。

昨年度設置された業務監査委員会での初会合において指摘された事項は、今後の質的充実に関する運営方針に対し大きな転換点をもたらした。その一つが名簿登録規程の制定であり、名簿更新条件としての研修受講の義務化が明確に規定された。それに対し昨年度新たに設置された研修部会において研修のあり方についての協議・検討が進められている。

またこれらの活動を含めて、はあとなあの全体状況がつぶさに会員に伝達できるように広報部会を設置し、長野県社会福祉士会のホームページや広報との連携をすすめ、会員相互の情報の共有化を図っている。

（衛藤 史郎）



平成27年度の成年後見人養成研修の様子

後見実務のスキルアップをめざすための 実務研修・2017年度実施内容の概要

本年、長野県社会福祉士会は公益社団法人に移行しました。その際、「ぱあとなあ」会員は成年後見人等に関して「質」の担保と、専門職としての責任とともに社会福祉士会に登録している責任が求められています。「継続研修部会」では、「質」という面で、本年度は11月～1月に県内4地区で合同研修会を計画しました。これは、来年度、家庭裁判所へ提出される「名簿登録」に関して研修参加を義務つける一歩としています。そして、2017年度以降は、名簿登録規定に、「研修出席」が義務となります。未だ研修の出席のあり方や内容については課題もあり、明確にできていませんが、全県の研修を設け、全員が出席できるようにしたいと考えています。また、内容についても「成年後見実務研修」の資料を使い、3年を目途に現在登録がある方々が実務研修を修了できるようにと考えています。(来年度以降の養成受講者は実務研修を行うため)

義務の研修以外でもブロック内で新規に始める方への研修や、事例検討会なども各ブロックの方々と情報交換をしたりして、求められる研修内容を把握し、ぱあとなあ全体の「質」を確保していきます。今年度の養成修了者が約50人。全体で200人を超えます。ぱあとなあの組織としても転換期を迎えています。研修も、大勢になる分、一人ひとりに必要な研修が行えるように企画していく予定です。

(小林 俊之)



平成27年度ぱあとなあながの全体会の様子

公益社団法人長野県社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあ

- 社会福祉士は、1987(昭和62)年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき(国家資格を持つ、福祉職種の国家資格専門職)です。
- 社会福祉士会は、相談援助専門職である社会福祉士が組織する職能団体です。
- 長野県社会福祉士会は、
国民生活の支援と権利擁護を目的、
誰もが住みよ社会づくをめざします

権利擁護センターぱあとなあ

- 本会の内部組織で「成年後見制度等権利擁護に関する事業」を行うセンターです。
- 通称「ぱあとなあ」会日は、登録要件を満たしている者で更新のための裁量が課せられて、会がその役割等の担保を担っています。
- ぱあとなあ自らは、社会福祉士の特性を活かし、成年後見制度を活用して、判断能力が十分でない高齢者・障がい者に寄り添いながら支援します。

成年後見人等候補者の推薦

- 家庭裁判所、市町村行政、成年後見支援センター等からの依頼を受け、成年後見人等候補者を推薦を行います。
- 推薦される「ぱあとなあ」会員は、長野県家庭裁判所「成年後見人等候補者名簿」に登録されている中から行います。

長野県社会福祉士会・ぱあとなあ

〒390-0036 長野県長野市南區町 645-2 長野県会館4階 4F
TEL:026-266-0284 E-mail:info@naow.jp
FAX:026-266-0339 URL: http://naow.jp

ぱあとなあながの案内チラシを作成しました。ご希望の方は長野県社会福祉士会ホームページからダウンロードください。

2017年度以降の成年後見研修について (変更点を主に掲載)

1 受講資格の厳格化 (資質を担保)
日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を修了している者、若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者に変更
2 成年後見研修の2段階化 (受講対象者の拡大)
① 成年後見人材育成研修 (地域で相談援助に従事する社会福祉士が、権利擁護や成年後見に関する知識や制度活用の技術を学び、相談援助の業務に活用できるようにする。) 4日間(13科目23時間の講義・演習 6科目に事前課題あり 2単位の認証申請有)
② 名簿登録研修 (成年後見人材育成研修修了者で、社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者) 1日間(6科目 6時間の講義・演習 1科目に事前課題あり 認証申請なし)
3 その他
研修会の定員 6名から80名(16年度までは15名から80名) 受講費 1名 50,000円(変更なし)

2017年度以降も長野県社会福祉士会・権利擁護センターぱあとなあながのとして、日本社会福祉士会の委託を受けて成年後見研修の実施を予定しています。

(上條 弘)

北信地区

長野市地域包括支援センター
コンフォートきたながいけ

中村 友美



事例

金銭搾取による借金トラブルで、生活困窮し生命に危険が及ぶ状態においても公的支援を拒否する親族と絶縁した80代男性に対して、関係機関と連携し、債務整理や地域を含めた見守り体制の構築を図った事例。

体制の構築を図った事例。

関わっている方たちの紹介

- ・民生委員A氏・地域福祉ワーカーB氏
- ・高齢者福祉課C係長
- ・市成年後見支援センターD氏
- ・市社会福祉協議会生活支援課E氏
- ・長野市就労支援センターF氏
- ・警察署生活安全課G氏
- ・地域包括支援センター社会福祉士H氏、主任介護支援専門員I氏、看護師保健師J氏
- ・弁護士K氏
- ・就労支援センターまいさぼ長野市L氏

地域ケア会議などの実践事例の紹介

民生委員や地域福祉ワーカーと連携し、何度か本人へ支援を試みたが、金銭や物的支援の要求はあるものの、こちらの提案には拒否があり介入が困難であった。生命への危険もあるため、関係機関を参集しケア会議を開催。情報共有と今後の支援について検討と、役割分担をして、包括支援センターで情報の集約をすることで申し合わせ、債務整理や見守り体制の構築を図った。

実践事例から考える今後の課題

独居で身寄りがない方の生活を支えるために、専門機関も含めた相談・協力出来るネットワークの構築が必要。

取材した感想

とても難しい事例を紹介していただきました。独居高齢者が多くなる今日、施設だけでの支援体制では解決できないことが、増えていきます。基礎研修においても「地域の力をどのように高め、活用していくのか」ということを学んだところで、これからの支援力アップに「地域」がいかに大切であるかということが分かりました。

取材担当者：小出 典子
(栗田病院)

中信地区

松本市中央西
地域包括支援センター

塩原 孝子



事例

独居で認知症を患っている87歳の女性。在宅を強く希望されるが、生活を支える協力者がなく、親族関係も複雑で、度々地域でもトラブルになることがあった。またキーパーソンが不在で、ご本人の介護サービス提供と地域で支える仕組みの構築が急務なケースであった。

在宅で、ご本人の介護サービス提供と地域で支える仕組みの構築が急務なケースであった。

関わっている方たちの紹介

- ・居宅担当の介護支援専門員Aさん
- ・訪問介護事業所Bさん
- ・通所介護事業所Cさん
- ・訪問看護Dさん
- ・福祉用具Eさん
- ・地域づくりセンターFさん
- ・町会役員Gさんのほか関係者6人
- ・薬剤師Hさん
- ・主治医Iさん



地域ケア会議などの実践事例の紹介

地域ケア会議からできた見守りシステム活用し、ご本人を取り巻くそれぞれの関係者が、役割を明確にさせ、連携がとれるようにした。地域にそのまま任せてしまうのではなく、関係者が責任を持って支えることを重視し、継続した見守りシステムによって在宅生活が継続できるようになった。

実践事例から考える今後の課題

認知症で金銭管理が困難なため、成年後見制度を活用し、第三者後見による財産管理を始めた。身上監護については親族となっているが近隣におらず、今後、緊急対応などに課題を残している。

取材した感想

地域での支える仕組みが、関係者で責任を持ち、連携できる見守りシステムとなっていた。ご本人を継続して支えるネットワークづくりが動いていることを実感した。

取材担当者：奥原 和彦
(中信社会福祉協会 第2共立学舎)



行政や身近な支援者、福祉サービス提供者だけの個別支援から、地域ケア会議への住民の参加によって、地域でつながった事例を紹介します。支援ネットワークの広がり共有しましょう。

東信地区

岩村田東地域
包括支援センター

川瀬 初美



事例

Aさん(80代後半・女性)は娘と2人暮らし。健脚と身辺自立できている気丈さを持ち合わせ、介護保険サービスと無縁の生活ですが、忘れっぽさやフラリと出ていく等あり、娘に心配されていました。

夏のある日「美容院に行ってくる」と娘に断らず1人で外出。姿が見えない事に気づいた娘は大慌て。Aさんの服装など特徴を民生委員に伝え一緒に捜索してもらいます。目撃情報を辿っていったところ、美容院を通り過ぎた金融機関の前で動けなくなっている所を保護されました。

関わっている方たちの紹介

佐久市では4年前から地域包括ケア委員会が立ち上がり、今年度、協議体に移行。岩村田・東地域包括支援センターでは特に「行方不明者対応をどうしようか」に関して協議中で、徘徊模擬訓練の開催に向け議論を深めているそうです。また、5つの地域包括支援センター(委託)で共通の「行方不明の可能性のある認知症高齢者について相談・情報提供の仕組み」を構築しています。

ケア会議などの実践事例の紹介

9月上旬に、Aさんの今後に関して家族・区長・民生委員・包括職員で協議。居住地区では住民による「支え合い組織図」が確立し、災害時の避難誘導・救出活動は勿論、平常時も隣組 前後左右のお宅の見守りや声かけの仕組みがありました。

Aさんの状況を地域の方に把握していただき、防災行政無線を放送する際は、危機感を高め、捜索範囲が絞れるように、区名まで放送する事などが決められました。

実践事例から考える今後の課題

川瀬さん「こういう人がいたら困る、という地域住民の気持ちも理解できるけど『こういう人』の権利擁護も大事。地域で受け入れられるよう調整し、個人の問題ではなく地域の課題として取り沙汰されるようにしたい。個人情報との壁もあるけど、民生委員さえ把握していれば良しとする『点の支援』ではダメ」

取材した感想

構築された仕組みも更に改良していこうという動きに感服しました。

取材担当者：中野 純
(介護支援センターゆとり)

南信地区

伊那市高齢者福祉課
地域包括支援センター

原 智美



事例

認知症状のある独居の80代女性Aさん。近くに身寄りがないが、地域との関わりが深く、介入する際に喫茶店、電器屋、銀行などと緩やかな協力体制が構築されたケース。

支援体制をつくる以前は、Aさんが民生委員に頼る面が多く、銀行への付添いなどを行っていた。そのため、成年後見制度の利用を進め、かつ、服薬管理を目的に介護保険申請を行った。

関わっている方たちの紹介

- ・地域包括支援センターBさん
- ・担当地区保健師Cさん
- ・訪問看護事業所の看護師Dさん
- ・成年後見センターEさん
- ・介護支援専門員Fさん
- ・民生児童委員Gさん

ケア会議などの実践事例の紹介

ケア会議開催は介護支援専門員の提案。関わる人が多くなったことや、被後見人になったことで、主治医からも勧めがあった。Aさんの生活実態が掴めないこともあり、民生委員が持つ情報は貴重で、関わり方の道筋を掴むことができた(行きつけの店、美容院など)。また、関係機関の役割や課題解決の手立てを確認することで、民生委員の負担軽減を図った。一人暮らしは大変でも、地域とのつながりを保ちながら、できる限り今の生活を応援しようという確認が取れた。

実践事例から考える今後の課題

認知症状が進行した時の対応が課題である。そのため地域の方々には暖かく見守っていただき、何か変化があった時は、連絡し合い対応する。

取材した感想

特に「見守り隊」などの仕組みをつくらなくても、もともとAさんが持っている自然なつながりを活かしたネットワークづくり。民生委員の負担を減らし、良好な関係を保った点も、重要な視点だと感じました。

取材担当者：春日 優美
(伊那市社会福祉協議会)

社会福祉士ってなんだ!?

社会福祉士を目指している方、興味のある学生・社会人に、長野県社会福祉士会会員が、社会福祉士の活動や資格取得の意義について説明し、交流を深めました。

平成28年9月24日に、松本大学にて「社会福祉士ってなんだ!？」というテーマで、社会福祉士の啓蒙、啓発活動の一環として中信地区独自企画を開催しました。当日は社会福祉士に興味のある学生、社会人合わせて21人の参加がありました。

前半は、三村仁志会長より長野県社会福祉士会の活動や社会福祉士の使命についての話がありました。また現場の業務内容や資格を取得した経緯、体験談などを4人の方々く江原芳英会員（松本市役所）、横澤いずみ会員（大町市南部地域包括支援センター）、西澤亜紀会員（北アルプス医療センターあづみ病院）、北林邦彦会員（松本圏域障害者就労・生活支援センターらいと）から報告をいただきました。それぞれの立場から社会福祉士として必要な心構えや業務における立ち位置について説明があり、参加者からとても勉強になったと好評でした。

また後半はフリートークの座談会を行いました。会員も16人参加し、説明だけでなく、参加者全員で社会福祉士について話し合いました。会員以外の社会福祉士を志す仲間とのネットワークを築ける会となり、今後も継続できる企画として深めていきたいとの話になりました。



参加者アンケートより

「社会福祉士という職種は知っていても、実際にどのような分野で、どのような業務を行っているか初めて理解できた」という声が多く寄せられました。また「現場で働く社会福祉士から直接お話を聞いたことで、より職種のイメージがわいた」という声もありました。そして「今後も開催してほしい」という要望もいただきました。

本会については「今後自己研鑽していく上でのネットワークづくりとして、重要な会である」という意見をいただきました。

学生に直接、話を聞いてみたところ「現場からのお話がかっこよかった」という意見や「今度の国家試験、現役で受かるように頑張ります!!」という強い意気込みを聞くことができました。

私の地区の学習会

北信地区の高齢者部会では、8月31日に長野市地域包括支援センター桜ホームの和田健太郎会員を講師として「社会福祉士が行う相談援助を考える～高齢者の生活・介護支援に関わる事例を通して～」をテーマに学習会を行いました。高齢・障がい者施設や社協、地域包括支援センター、病院や一般企業に勤務する会員のみならず、福祉の現場で働く非会員の方も含めて25人の参加がありました。高齢者虐待や生活困窮等、さまざまな課題を抱える事例に、制度や相談援助技術を駆使した実践報告を通して、社会福祉士としての視点、援助方法はどうかの課題提起を受けグループ討議をしました。まとめの中で「無知は罪」という発言や、組織が機能しないのであれば我々が課題提起し、ソーシャルアクション機能を発揮していく義務があるという発言があり、改めて社会福祉士としての在り方を実感する機会となりました。

（長野市地域包括支援センター「富竹の里」 竹内 春美）

学習会
に参加
しよう

長野県社会福祉士会初！認定社会福祉士認証・認定機構から「専門研修」として認証取得～ 福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修開催！

10月8日、9日に松本市なんなん広場にて、福祉関係者約30人が受講

長野県社会福祉士会副会長・生涯研修センター長 萱津 公子

本年、初めて長野県社会福祉士会として、認定機構から認可された（認定社会福祉士の専門研修…高齢者分野1単位となる）本研修は、全課程3日間のうちの2日間（10月8日と9日）を開催しました。この研修は、介護支援専門員協会の研修2単位としても認められ、受講生は社会福祉士だけでなく、介護支援専門員の参加もありました。実践力をつけるためのワークが、主となる組み立てで、各グループでは、静かな中にも熱い議論が交わされていました。この後中間課題に取り組み、3日目は、2月14日に行われます。生涯研修センターとしては、今後は障がい者分野の研修の申請を行い、認可を取り、県内で受講できる専門研修を増やしていきたいと考えています。

生涯研修委員会委員長 青木 靖志

社会福祉士を県内の社会福祉士が教え、育てていく仕組みが望ましいと考えます。初めの一步として認証を受け開催したことは大変意味のあることです。本研修は多様化するニーズを解決するためにますます必要なものであり、多くの皆さんに受講していただきたいです。



生涯研修委員会副委員長（専門研修部会リーダー）長戸 桜子

本研修は3日間のうち、2.5日は演習が組み込まれた研修です。自らの実践を振り返り、他者とのやり取りで気づきを得るなど、社会福祉士会が得意とする研修内容です。2日間、とても盛り上がり、あと1日を残しておりますが、参加者は疲労の中にも満足していただけたと思っています。私は長く研修委員として研修会の企画運営に携わっています。会の活動は苦勞を伴いますが、志を共にする仲間と一緒に作り上げる達成感と過程での学びは、他では得られない快感です。そして、日常では知り合えないような仲間との出会いがあります。せっかく社会福祉士会に入ったら委員会に所属して、一緒に活動しましょう！

講師 小松 真樹



「ネットワーク」という単語はよく聞きますが、実際にどのように構築し活用していくのか、講義や演習を通して学ぶよい機会です。以前、自分自身もこの研修を受けて、業務に活かした経験をお伝えしたいと思い参加しました。

参加者の声

社会福祉法人新志福祉会 特別養護老人ホーム「ふれあい荘」

長谷川 泰正・西澤 晋

さまざまなツールを使用することで可視化でき、具体的にその人の状態を把握することで、課題が明確になる過程を理解した。本研修を生かし、個人としてみるだけでなく、組織や地域へとつなぐことへの重要性を今後も意識したい。社会福祉士として、地域住民が主体となれるようにネットワークの構築に努めたい。

リレーエッセイ ～リレー形式の寄稿～

「日々の実践から見つめ直す原点」

長野県教育委員会南信教育事務所 スクールソーシャルワーカー 弓田 香織



地域の子どものみを全数把握できる学校という現場で、保護者の不調、児童虐待や貧困などの困難に直面している子ども達と向き合い、ソーシャルワークの原点をみつめ直す毎日である。

先日、ある雑誌で若き教職員へのメッセージを求められた。私は「知ること」と「想像すること」を大切に、とエールを送った。そして、我々は「知らせること」と「想像を促すこと」を大事にしよう。地域住民への福祉教育や広報等のさまざまな手段を用いて、見えづらいと言われる課題や生活者一人ひとりの叫びをソーシャルアクションにつなげることが、数ある相談援助職の中でも、ひときわ我々社会福祉士が負っている使命ではないだろうか。

* 次号は、松本圏域障害者総合相談支援センターWish 療育コーディネーター 池内泰恵さんにバトンタッチします。

信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

「みなみ信州後見支援ネット」

南信地区 諸 橋 さおり

みなみ信州後見支援ネットは、成年後見制度の活用や支援に関する情報交換、および会員相互の連携を図ることを目的として平成21年に活動を開始しました。会員は弁護士、司法書士、社会福祉士等で、現在25人で活動しています。平成25年に開所した「いいだ成年後見支援センター」の開所にあたっては、行政などに対して積極的に働きかけを行いました。定期的に学習会を開いており、普段の仕事では関わることの少ない司法関係者と福祉関係者が、成年後見制度という共通の話題を通して交流できる場となっています。



また、講演会等も企画しており、本年8月29日には成年後見制度利用促進法の成立に中心的に関わられた司法書士の大貫正男先生を招いての講演会が開催されました。その中で、成年後見制度の理念の実現のために、家庭裁判所、行政、その他後見制度に関わる機関等との連携が今以上に重要になってくるというお話がありました。これまで制度の一翼を担ってきた社会福祉士としても、研鑽を重ね、制度の変化に対応していく必要があると感じました。

役員&委員改選期 応募を!

本会の役員・委員会委員・地区三役および各種認定審査会委員の任期は来年3月31日で任期満了となります。

選挙管理委員会の告示および会長名による公募は、郵送文書に同封しました。

法律上も定款上も無報酬を義務付けられた役員・委員ですが、誰かが担わなければ職能団体の発展はあり得ません。本会の牽引のため、ぜひ応募して応募ください。

様式は、会員専用ホームページで確認願います。

地区総会のお知らせ

各地区の総会が2月に予定されています。会員の皆さんは奮ってご参加ください。

- 北信地区 2月25日(土)
- 東信地区 2月18日(土) or 2月25日(土)
- 中信地区 2月18日(土)
- 南信地区 2月18日(土)

※詳細は次回の広報紙に同封します。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacsw.jp/>) をご確認ください。

日時(曜日)	事業名・研修名	会場	備考
11月2日(水)	累犯障がい者等支援セミナー	浅間温泉文化センター	講師：山本讓司氏、他
11月6日(日)(東信)	ぱあとなあ4地区全体研修会	東御市総合福祉センター(東信)	北信は1月29日開催 参加対象者はぱあとなあ会員限定
11月20日(日)(中信)		松本市梓川公民館(中信)	
12月17日(土)(南信)		伊那市福祉まちづくりセンター(南信)	
11月22日(火)	虐待対応専門職研修会	県弁護士会館他3会場	共催：県弁護士会
11月29日(火)(北信)	成年後見利用促進研修会	長野市立柳町公民館(北信)	参加対象者は市町村・地域包括支援センター・障害者総合支援センター職員等限定
12月2日(金)(中信)		松本市総合社会福祉センター(中信)	
12月8日(木)(南信)		伊那市福祉まちづくりセンター(南信)	
12月13日(火)(東信)		東御市総合福祉センター(東信)	
12月9日(土)	重症心身障がい児・者シンポジウム	松本市総合社会福祉センター	
12月15日(木)	障がい者差別解消に向けてのセミナー	須坂市メセナホール	講師：尾上浩二氏、他

◎ 入会状況(平成28年9月末現在) * 会員数：1,097名(男性会員：492名 女性会員：605名) 入会率：31.31%

編集後記

今年の夏は、カブトムシをいただき、虫かごで飼いました。カブトムシが飛ぶ姿は最初少しドキドキしましたが、なかなかの迫力でした。季節は秋に変わりつつ、カブトムシともお別れかと少し寂しい気分でしたが、土の中に元気いっぱいの子虫を発見! 来夏へのお土産まで残してくれ、楽しい思い出がたくさんできた夏でした。(Y. M)